

# Accounting SQUARE

## IFRS 財団の次期戦略 レビュー、次の10年 を見据えて

IFRS 財団トラスティー副議長

ふじぬま つぐおき  
藤沼 亜起



### 1. はじめに

IFRS 財団（以下「財団」という。）トラスティーの Tommaso Padoa-Schioppa 議長が昨年12月末に急逝された。同氏の突然の死はフィナンシャル・タイムズをはじめ欧米のメディアでは大きく報道され、次週に行われた葬儀には多くの各界の著名人が参加したとのことである。人の偉大さは本人が亡くなった後によくわかるというが、Schioppa 氏は財団トラスティーの議長として、世界唯一の高品質な国際会計基準の作成と基準の一貫した適用・履行を実現するという大きなビジョンの達成にむけての財団の運営に貢献した人であり、財団を公的な立場から監督する財団のモニタリング・ボード（以下「MB」という。）とも高い信頼関係を築き、M. Barnier EC 委員、M. Schapiro SEC 委員長及び三國谷金融庁長官などの方々から Schioppa 氏の急逝に対し深い哀悼の意が表された。

当面の財団の運営については、新たな議長が就任するまでの間、2人の副議長（米国の Robert Glauber 氏と藤沼）が議長の職務を代行することになった。新たに議長代行者（Interim Chairman）を決めるべきか否かの議論があっ

たが、財団の定款上に議長が不在の場合には副議長が代行するという規定があるのでこれを尊重することになった。

### 2. 東京で開催された財団トラスティー会議（2011年2月9日～11日）…東京サテライトオフィスの開設と山田辰己氏（IASB）の後任者の決定

2月に東京で開催されたトラスティー会議では、国際会計基準審議会（IASB）の D. Tweedie 議長の米国財務報告基準審議会（FASB）とのコンバージェンス作業プログラムの進行状況の報告や世界各地での IFRS 採用と適用に係る状況についての意見交換などの通常の審議事項に加えて、次のような重要案件の審議があった。

- ① 財団の当面の執行部体制の在り方や新議長の選任プロセスについて
- ② 財団の戦略レビューについての2回目の審議
- ③ 財団のガバナンス見直しに関する MB のワーキング・グループの議長（金融庁河野総括審議官）との意見交換
- ④ アジア・オセアニア・サテライトオフィ

スを東京に設置することの承認（2012年10月予定）

#### ⑤ 山田辰己氏の退任に伴う、新たなIASBボードメンバーの選任とその承認

特に、④サテライト・オフィスの東京設置の決定は、財務会計基準機構（FASB）をはじめとする多くの関係者の努力の結果として実ったものであり、今後アジア・オセアニア諸国の会計基準設定機関やIFRSに係る利害関係者との意見交換やアウトリーチ活動の拠点となる機能を持つことを予定している。IASB本部との緊密な情報交換を通じてアジア・オセアニア諸国の意見をIFRSの基準設定などに反映させる役割を担うものと大きな期待を寄せている。

山田辰己氏の後任者については、アジア・オセアニア諸国の多くの候補者の中から6名の候補者を厳選し、推薦委員会でインタビューを行い驚地隆継氏が選ばれ、トラスティー会議で承認された。今回のインタビューに参加して感じたことであるが、選考基準の中には会計基準についての技術的知識や経験のみならず、フレームワークとの関連性、世界及び自国の経済との関係における会計環境の理解、そして高品質な基準設定に対する熱意や人柄などが含まれており、総合的に高いレベルの候補者がそろったといえる。なお、この席をめぐる各国の争いは過熱化しており、日本人であるというだけでは簡単に選任されないということであり、今後は会計分野における人材育成が大きな課題となると思われる。

### 3. IFRS 財団の次期戦略レビュー開始の経緯と意義

将来を見据えた財団の戦略レビューは、Schioppa 議長自身が重要なプロジェクトとして位置づけ真剣に取り組んでいたものであり、既に3回のエクゼクティブ・コミティーでの議

論及び今回も含め2回のトラスティー会議で審議を重ねてきた。

昨年11月5日に公表した「公開コンサルテーション文書：トラスティーの戦略レビューについてのステータス」の期限が2月24日までに延長されたので、今後は受領したコメントの内容を検討した上で3月末に開催される財団のトラスティー会議で最終案を決定し公表する予定である。その後、世界各地でラウンド・テーブルなどを開催し意見を再度求めた上で本年7月を目途に最終提案書の公表を予定している。なお、今回の戦略レビューの背景やその目的などについては「公開コンサルテーション文書」を参照していただければ幸いである。

一方、財団及びIASBの公的機関としての監視機構であるMBは自らのメンバー構成も含め財団のガバナンスの見直しを検討するハイレベルの作業部会（以下「ワーキング・グループ」という。）を設置することを昨年7月に公表している。財団はMBのワーキング・グループの作業と連携を取りながら、戦略レビューを進めていく予定である。

### 4. IFRS 財団の戦略レビューの視点

トラスティーが戦略レビューを実施する目的の一つには、IFRS採用についての米国や日本のロードマップ提案の最終決定が、米国については2011年度中に、また日本については2012年を目途としてなされることが予定されていることから、これらの決定の前に財団としての今後の方針を明確にした上で提示しておく必要があるとの認識があったからである。

戦略レビューでは、財団の将来的な戦略をミッション、ガバナンス、プロセス及びファイナンスの4つの領域に分けて検討を加えている。今回のトラスティー会議では、今までのトラスティー

内部での議論などを基に第一回目の意見集約を行ったが、今後受領するコメントの内容によっては大きく変更される可能性もある。

## A. ミッション（使命）：IFRS 財団の約束しているパブリック・インタレスト（公共の利益）を明確化すること

### ① 財務報告基準の目的

- 基準設定機関としての財団の使命は、会計基準のフレーム・ワークで述べているように、財務報告基準が投資家や金融市場の参加者の行う資金配分の決定に役立つ情報を提供することであり、財務報告の透明性や誠実性は、金融市場の機能や、資金配分の効率性、グローバルな金融の安定性及び健全な経済成長にとって決定的に重要であること。
- 一方、IASB は基準の設定に当たって、金融安定化に関する懸念やその他の公共政策目的を理解しなければならず、可能な範囲において、また財務報告の透明性や誠実性を犠牲にしない範囲内において、これらの視点を単一の財務報告基準書の中で、例えば開示情報として、満たすことが可能かを検討すること。

### ② IFRS の採用（Adoption）

財団と IASB は、IFRS が修正されることがなく全世界で採用されるという目標を実現すべきである点、またコンバージェンスは IFRS の採用を代替するものではない点を明らかにする。

一方、採用の方法は各国の法令等で違いがあるが、どのような採用方法がとられたとしても、財務諸表が IASB によって公表された IFRS に完全に準拠しているという監査意見が表明されるべきである。また違いがあればその旨の開示が必要となる。

### ③ 基準及び IFRS の活動範囲（スコープ）

当面の間、財団及び IASB は主にプライベート

ト・セクター（上場及び中小企業）のための基準の開発にリソースを集中すべきであり、その他の事業体のための基準の開発は後日に延期されるべきである。

### ④ 適用及び履行の一貫性

財団は IFRS が一貫して適用されることに強い利害関係を持っている。財団は基準の適用や執行にあたっての権限を有しないが、例えば、次のようなことを実行する。

- IASB は基準設定機関として、明確かつ理解容易で適用可能な基準を作成する。
- IASB は証券監督者、外部監査人の監査監督機関及びその他の関係者のネットワークと連携し、IFRS からの逸脱がある場合にこれを指摘する。この逸脱が基準や解釈指針の改善によって解決できるのであれば、IASB と同解釈指針委員会はこれに素早く対応する。
- 財団は、IFRS 教育及びコンテンツのサービスを通じて、一貫した適用を向上する活動を推進する。
- IASB は監督当局と連携し、IFRS が修正されて適用された地域あるいは国を明らかにし、逸脱に関する外部報告をするか否かを検討する。

## B. ガバナンス：独立性と公的な説明責任

- 現在の三階層の構造（Tree-Tier structure）は、組織のミッションに対して適当なものであると認識していること。
- ガバナンス構造の内部において、IASB の基準設定に当たっての意思決定プロセスの独立性は最重要であり維持されるべきであること。
- その一方、モニタリング・ボード、財団及び IASB は、透明性、公的説明責任、及び基準設定の独立性という三つの原則を強化するために、適当な場合には、相互間の連携や手続きを強化すべきであり、それらの有効性を説

明するために定期的な公的報告をする。

### C. プロセス：基準が高品質で、資本市場の要請に合致しており、そして世界中で一貫して適用されることを保証すること

- 他の組織とのベンチマーキングや関係者からのアドバイスを受けることによって、IASBのデュー・プロセスは継続して検討され更なる強化がなされなくてはならない。
- IASBのデュー・プロセスに関してのトラスティによる監視の枠組みが明確にされなければならない、トラスティのデュー・プロセス監視委員会はデュー・プロセスへの準拠を外部に対して確認すること。
- IASBは現行のデュー・プロセスの枠組みを構築し、財務情報の利用可能性を向上させるために、次のようなことを実行する。
  - ① 基準に関するアジェンダ設定がどのようになされたかを明確に示すこと。  
アジェンダの設定に関する公開コンサルテーションにおいて、IASBは寄せられた意見を提示しなければならない。これによってIASBがどのような優先順位を付けたのか示すことになる。
  - ② フィールド訪問・テスト及び影響分析についての関連機関との共同作業を進めるべきであること。
  - ③ テクノロジーの影響を考慮し、IFRSのXBRLのタクソノミーの開発はIASBのデュー・プロセスに統合すること。
- IFRSの一貫した適用に関しては、IASBの基準設定についての権限の範囲の中で、財団及びIASBは次のようなことを実行する。
  - ① IFRS適用上の問題を明確にするために基準適用後のレビューを実施する。
  - ② IFRSがどのように適用されているかについて利用者の反応を得るために、また基準からの逸脱に対しての対応策を検討する

ために、証券監督者や監査監督機関及び各国の基準設定機関と協力協定を結ぶ。

- ③ IFRS解釈の一貫性を確保すべく、原則主義のアプローチを維持しつつ、解釈指針委員会の活動範囲を明確化すること。
- 各国の基準設定機関やその他のスタンダード・セッティング団体とのネットワークを維持すること、各国の基準設定機関等は、IASBのためにリサーチ活動を引き受けたり、アジェンダ設定の優先順位や基準設定のデュー・プロセスについて意見やガイダンスを提供したり、また発生している問題を指摘する。
  - 財務報告の分野におけるリーダーシップを発揮するためには、IASBは専用のリサーチ能力の強化を進めること。

### D. ファイナンス：IFRS財団は組織が効果的、効率的、そして独立的に運営することができるように資金が提供されることを確実にすること

- 資金調達システムは基準設定のプロセスの独立性を維持することに役立つものでなければならない。一方、組織としての説明責任を提示できるものでなければならない。
- 現行の資金調達の範囲は、前述した戦略を実行するために拡大されるべきであること、特に、提供される資金は、長期的なものであること（最低、3年から5年間）、公的なスポンサー付きであること、異なるメカニズムの使用を認めるような柔軟さと予算上のニーズによって修正可能であり、各国によって比例的に分担されるべきであること。

## 5. 今後の課題と結び

MBは財団のガバナンス・レビューの公開コンサルテーション文書を2月7日に公表した。

4月8日を期限としてコメントを受け付け、財団の戦略レビューと連携を取りながらアクションプランを公表するとしている。今後財団にとって、基準設定の独立性を維持しつつ、MBの役割を明確にし、公的な説明責任を果たせるようなガバナンス構造が構築できるかが大きな課題となる。次期10年間を見据えた財団の戦略レビューは、唯一の高品質の会計基準の開発と適用に向けての極めて重要なステップといえることができる。

IFRS採用国が増加するに従い、これらの国々からIFRSを採用していない国のトラスティーやIASBのボードの数を制限するかあるいは減らすことを求める意見が出ている。主に国内問題に起因する最近の内向き志向の議論が、今までのIFRS採用に向けての一連の動きに影響を及ぼすことがないよう願っている。むしろ、サテライト・オフィスなどを有効に活用しアジア・オセアニア諸国の意見を募り、IFRSの設定に日本が深く関与しかつ影響力が発揮できるような体制を早期に構築することが極めて重要であると思う。